

附属機関等について

1 附属機関等の範囲

(1) 附属機関とは

附属機関とは、専門家や市民の意見を行政に反映させるために設けられた、審査・諮詢・調査・計画策定等を目的とした機関であり、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定により、法律又は条例に基づいて設置されたもの

(2) 類似機関とは

法律又は条例に根拠を持つ附属機関のほかに、これに類するもので要綱等に基づき設置する合議体（札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第1項）として類似機関がある。

類似機関は要綱等に基づいて設置され、その目的、形式及び効果の類似性から、附属機関に対する指導・関与と同様の取扱いを行っている。

2 さっぽろ食の安全・安心推進委員会の位置づけ

当該委員会は、「さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱」により設置されているものであることから、類似機関に分類される。

今後、条例・行政計画の見直しや改正等について審査・諮詢・調査等を行う役割が定期的に生じてくる。